

暴力団対策の推進

企業活動からの暴力団排除の推進

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の普及

- ・ 平成20年8月、日本経団連加盟企業等を対象としたアンケートを実施した結果、回答企業中75%が反社会的勢力との関係遮断に関する規程を整備。
- ・ しかし、契約書等に暴力団排除条項を導入している企業が22%にとどまることから、引き続き、業所管省庁、日本弁護士連合会、都道府県暴力追放運動推進センター等と緊密に連携しつつ、一層の普及啓発を図る。

各種業界における反社会的勢力排除

- ・ 平成18年11月、日本証券業協会等が「証券保安連絡会」を設置し、証券取引等からの反社会的勢力排除に向けた取組みを推進。平成20年5月、証券版「不当要求情報管理機関」の制度設計を公表。来年春を目処に設置予定。
- ・ 平成20年11月、全国銀行協会が、会員銀行等に対し、融資取引に関して暴力団排除条項の銀行取引約定書への導入を検討することを要請し、あわせて同条項の参考例を公表。
- ・ 上記を含めた各種業界において、業所管省庁、関係業界と緊密に連携しつつ、反社会的勢力の排除施策について、一層の推進を図る。

公共事業からの暴力団排除の推進

省庁発注工事からの暴力団排除

- ・ 関係省庁と警察庁との間で、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」、「暴力団員等による不当要求に対する通報報告制度の導入」を盛り込んだ合意書について協議し、平成20年8月までに、公共工事の発注のある全7省庁[※]において、合意書の運用を開始。

※ 国土交通省(建設・運輸)、農林水産省、法務省、環境省、文部科学省、防衛省、厚生労働省

行政対象暴力対策の推進

関係省庁における不当要求行為等の防止に関する要綱の制定

- ・ 行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議を通じて、関係16省庁・部局における不当要求行為等の防止に関する要綱の平成20年8月段階の制定状況等について調査した結果、要綱制定済みは6省庁・部局[※]のみ。
- ・ 上記調査結果を踏まえ、警察庁と関係省庁とが連携しつつ、要綱制定の普及を図る。

※ 総務省、法務省入国管理局、文部科学省、社会保険庁、農林水産省、国土交通省